

土佐教育研究会中学校技術・家庭科部会規約

第1章 名 称

第1条 本会は土佐教育研究会中学校技術・家庭科部会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、高知県における中学校技術・家庭科の研究、調査を積み中学校教育の健全な発達をはかることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本会の目的を達成するために下の事業を行う。

1. 技術・家庭科教育に関する調査研究。
2. 研究冊子等の刊行。
3. 研究会、講習会、作品展示会、コンテスト等の開催。
4. 視察、見学等に対する援助。
5. 教育委員会等との連携事業。
6. その他必要な事業。

第4章 組 織

第5条 本会に事務局と研究部をおく。

第5章 編 成

第6条 本会に下の役員をおく。

会長1名、副会長、事務局長、会計、監事、研究部長、研究委員

第7条 会長、副会長、事務局長、会計、監事、研究部長、研究委員は役員会の互選による。

第8条 会長は本会を代表し、業務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長の任務遂行が不可能であるときはこれを代行する。

事務局長は本会の業務をつかさどる。

会計は本会の会計をつかさどる。

研究部長、研究委員は研究活動をつかさどる。

監査は会計業務を監査する。

第9条 役員の任期は1ケ年とする。但し、再任は妨げない。

役員の改選は役員会において行う。

第6章 会 議

第10条 本会の会議は総会、役員会とし会長がこれを招集する。

役員会は毎年、年度当初にこれを開き、役員の選出並びに事業および会計に関する重要事項を審議し、且つ議決する。但し、必要に応じ臨時役員会を開くことができる。総会は高知県中学校技術・家庭科研究大会時に必要に応じて開くことができる。

第11条 各会議の議事は出席者の過半数をもって決定する。

第7章 会 計

第12条 本会の会計は補助金、寄付金その他による。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の予算は役員会の議決をへてこれを定める。

第8章 規約の改廃

第15条 本会の規約は役員会の議決によって改正することができる。

付 則

本規約は平成18年12月9日よりこれを明文化し適用する。